

令和7年度 インターンシップ募集要領

栃木市（以下「本市」という。）では、職場における就業体験の機会を設けることにより、学生及び生徒（以下、「学生等」という。）の職業意識の向上や本市に対する理解を深めていただくことを目的として、インターンシップを次のとおり実施します。

1 インターンシップの概要

(1) 対象者

大学、短期大学、高等専門学校、専門学校又は高等学校に在籍する学生等で、栃木市政に関心があり、栃木市役所への就職を希望・検討している方とします。

(2) 実施期間、受入人数及び日数

令和7年度は、原則として7月1日から9月30日まで（ただし、8月13日から17日は除く）の間で、最長5日間とします。

また、受入人数は上記期間で最大15人を原則とし、希望者多数の場合は、受入人数を調整させていただきます。ただし、受入課との調整により、受け入れできない場合もあります。

なお、大学等において就業体験の期間設定がある場合については、事前にご相談ください。

(3) 募集方法

本市ホームページに本募集要領を掲載します。

(4) 実施内容

受入先の部署で作成したプログラムによります。

(5) 実施場所

本庁舎、各総合支所、その他本市の施設

2 申込方法及び受入決定までの流れ

(1) インターンシップを希望する学生等は、募集要領の内容を確認のうえ、在籍する大学等の就職支援担当者へ申し出てください（個人での申込は受け付けていません）。

(2) 大学等の就職支援担当者は、5月30日（金）までに本市総務人事課人事研修係へ事前協議書を電子メールにてご提出ください。提出した事前協議書に修正等がある場合にはインターンシップ受入希望期間開始の4週間前までに修正した事前協議書を再度電子メールにてご提出ください。受入の可否は、インターンシップ受入希望期間開始の2週間前までに、大学等に連絡します。

(3) 上記の事前協議終了後、大学等の代表者は、学生等の履歴書（任意）を提出してください。その後、大学等宛てに受入決定通知等を送付します。

3 受入条件等

(1) 協定・誓約

受入にあたっては、在籍する大学等との間で協定書を締結するとともに、学生等には誓約書を提出していただきます。

(2) 報酬・手当等

報酬、手当、食費、交通費等の支給はありません。

(3) 受入期間中の災害への対応、及び損害の賠償

学生等のインターンシップ期間中の災害及び通勤に際しての災害については、大学等が対応する傷害保険及び賠償責任保険をもって充てるほか、学生等が故意又は過失により本市又は第三者に損害を与えた場合は、大学等及び学生等が連帯してその損害を賠償するものとしします。

(※以下に例示する保険等への加入の有無を確認します。)

大学生等：「学生教育研究災害傷害保険（付帯賠償責任保険を含む）」

高校生等：「日本スポーツ振興本市災害給付制度」及び「インターンシップ・ボランティア等体験活動賠償責任保険制度（産業教育振興中央会）」

(4) 規程等の遵守、及び機密保持義務

本市の規程、その他関係する規則を遵守し、指導、監督、助言等に従うとともに、本市で知り得た機密を一切漏らさないこととします。

(5) その他

この要領により難しい特別な事情（要望等）がある場合は、事前にお問い合わせください。

4 受付窓口

栃木市役所 経営管理部 総務人事課 人事研修係

TEL：0282-21-2351 E-mail：jinji@city.tochigi.lg.jp